

#### 小児かかりつけ医制度（小児かかりつけ診療料）につきまして

当院を継続して受診され、同意された患者さんに、「かかりつけ小児科」として、次のような診療を行います。

- 急な病気の際の診療や、慢性疾患の指導管理を行います。
- 発達段階に応じた助言・指導等を行い、健康相談に応じます。
- 予防接種の状況を確認し、接種時期についての指導を行います。また、予防接種の有効性・安全性に関する情報提供を行います。
- 「小児かかりつけ診療料」に同意する患者さんからの電話等による問い合わせに原則常時対応しています。ただし、診療時間外・休日につきましては、子ども医療電話相談（#8000）にご相談ください。